

生物多様性条約拠出金（生物多様性日本基金等）

1,040百万円（1,033百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

生物多様性条約第10回締約国会議（以下COP10）の議長を務めることとなる我が国は、COP10で決定される今後10年間の生物多様性に関する世界目標（ポスト2010年目標）の達成、各種決定の履行にむけて世界の取組を主導していくことが求められている。

このうち、極めて生物相の豊かな生態系が分布すると言われ、かつ条約締約国の多数を占める途上国において、科学的データの不足や政府職員の知識・経験不足等から国家戦略の策定・改定が遅れているなど、条約の規定や決定で定められた活動が十分に果たされていないことが多く、途上国が決定事項等を遵守・遂行できる体制の整備が急務である。

このため、ポスト2010年目標の達成に向けて必要な各種取組（例：国家戦略の策定・改定、遺伝資源へのアクセスと公平な配分、持続可能な利用、保護地域など）の実施等を支援するために、途上国における人材の能力開発や科学的知見の集積などの活動を支援することを目的として、平成22年度より、ポスト2010年目標の達成状況の中間評価の年であるとともにミレニアム開発目標（MDGs）の目標年でもある2015年に向けて、5年間毎年10億円を「生物多様性日本基金（仮称）」として拠出する。また、生物多様性条約事務局との緊密な意思疎通を図るため、引き続きわが国から専門家を派遣するとともに、各議題に係る作業部会、専門家会合の開催に関する支援経費として、条約事務局への拠出を行う。

2. 事業計画（全体計画）

生物多様性条約拠出金（平成20年度～）

うち生物多様性日本基金（仮称）（平成22年度～）

3. 施策の効果

本事業により、人材育成、科学的知見の集積などを通じて、途上国によるCOP10決定の確実な実施が確保される。

他の国連機関、NGO等との協働も図り、広範な途上国支援体制の確立を促す。

条約事務局への長期専門家派遣により、条約に関連する最新の動向を把握するとともに、日本からの働きかけを円滑かつ効果的に行う。

上記の施策効果を通じて、COP議長国を務める我が国の責務を果たすことが可能となる。

生物多様性条約拠出金

2010年10月：生物多様性条約COP10愛知県名古屋市開催
<生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化>

生物多様性に関する次期世界目標(ポスト2010年目標)の決定

ポスト2010年目標達成に向けて想定される課題

- × 途上国では国家戦略が未策定・未改訂(科学的・客観的情報の不足)
- × 途上国を中心に急速に生物の多様性が減少(熱帯林、沿岸域、二次的自然地域など)
- × 科学と政策の連携、途上国への資金供与の仕組み等条約を支える機能が不十分 など

COP決定事項実施上の支障を除去
新たな国際イニシアティブの発展に寄与 など

生物多様性条約拠出金

生物多様性日本基金(仮称)の運営

- ・人材育成、科学的知見の集積などを通じた途上国によるCOP10決定の確実な実施確保
 - ・他の国連機関、NGO等との協働による途上国支援体制を確立
- 長期専門家派遣による条約事務局との連携強化
各議題に係る作業部会等の支援経費の条約事務局への拠出

COP10議長国として、生物多様性分野での国際的なリーダーシップを發揮